

業務指示書

ベトナム国クアンニン省ハロン湾の持続可能なグリーン成長に資する観光振興と環境管理強化のための制度・体制構築支援プロジェクト（詳細計画策定調査支援）

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年8月19日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年8月24日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

二者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置を認めます。

【その他の業務従事者について】

() 以下の要件で、補強を認めます。

・ 能力準備調査、能力検査、自己申告調査に参加する必要があります。

以上の補強を認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・ プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・ プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：持続的環境管理体制の構築強化を通じた産業振興/地域振興に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/グリーン成長政策/地域振興）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：持続的環境管理体制の構築強化を通じた産業振興/地域振興に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 産業環境対策】

- 1) 類似業務の経験：産業環境対策に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 持続可能な観光開発】

- 1) 類似業務の経験：持続可能な観光開発に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年8月28日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(VND1 = 0.0057 円, US\$1 = 124.21 円, EUR1 = 136.05 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () プレゼンテーションは実施しません。
- (○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - (○) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期： 9月 2日(水) ~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- (○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/グリーン成長政策/地域振興
産業環境対策
持続可能な観光開発

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

18.25 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年9月14日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ベトナム国クアンニン省ハロン湾の持続可能なグリーン成長に資する観光振興と環境管理強化のための制度・体制構築支援プロジェクト（詳細計画策定調査支援）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(30.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/グリーン成長政策/地域振興	(24.00)	()
ア) 類似業務の経験	9.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	5.00	
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	
オ) その他学位、資格等	2.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 産業環境対策	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 持続可能な観光開発	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ベトナム社会主義共和国（以下、ベトナム）の北部クアンニン省のハロン湾周域は、地形を生かした海陸交通の要衝や国内随一の石炭産業など、北部の主要な工業開発地域として発展してきた。このため沿岸での石炭鉱開発・セメント工場・レンガ工場・火力発電所の建設等による急激な工業化が進んでいる。さらに軽工業の振興を目指して多数の経済区や工業団地を設置し、国内外からの投資の誘致を図っている。一方、都市域拡大に伴う湾内の無秩序な埋め立てや海域への土砂堆積、工業や観光業の増加による水質汚染などが、世界遺産であり国内の重要な観光資源でもあるハロン湾の周辺域の自然環境と都市環境を脅かしている。JICAはクアンニン省人民委員会及び関連部局に対し、1998～1999年に実施した開発調査「ハロン湾環境保全開発調査」及び2009～2012年に実施した技術協力プロジェクト「ハロン湾環境保全プロジェクト」を通じて水質汚染のインベントリとマッピング、「ハロン湾沿岸域環境保全コリドー計画」および「持続可能な観光開発戦略」の策定と、環境啓発教育の実施を支援してきた。近年ベトナム政府は、低炭素と資源利用の効率化を標榜した2011～2020年の新たな国家開発戦略として「国家グリーン成長戦略」(National Green Growth Strategy: NGGS)を首相決定した。これに伴い、本事業の対象地域であるクアンニン省（人口1.17百万人、2011年現在）では、2020年～2030年までの社会経済開発計画、重点分野毎のマスタープラン（地域開発、土地利用計画、観光開発、環境管理、科学技術開発、人材育成）、及びクアンニン省グリーン成長アクションプラン2014～2020が策定・承認されている。社会経済開発計画においては、2020年までに同省が近代的な社会経済インフラ及び都市インフラを整備し、環境を保全し、世界自然遺産ハロン湾と国立公園バイトゥロン湾の保護と持続的利用を促進し、中国との協調と国境安定化に貢献する近代的なサービス産業を担う省、および国際観光のハブとなることを目指しており、経済・社会・環境の各側面に関し具体的な数値目標を設けている（例：2030年までに年GDP成長率6.7%、GDPに占めるサービス部門の割合51%、2020年までに職業訓練を受けた労働力の割合89%、2020年までに全ての工業地区や製造工場の排水処理システムの整備、等）。特に、観光業を中心とするサービス・製造業の成長加速化による環境汚染型経済への依存からの脱却と、環境配慮型産業への転換を謳っている。

クアンニン省では上記のとおり、国家グリーン成長戦略に基づくマスタープランやアクションプランは複数策定されているものの、同省にはグリーン成長に関する知見や、これら計画の優先度付け、施策の具体化、およびそれらの実践とモニタリングに必要な経験やキャパシティが不足しているため、同省は日本に対し技術協力要請を行い、2015年6月、同省とJICAはプロジェクトの基本計画につき討議議事録(Record of Discussions: R/D)の締結をもって合意した。

2. プロジェクトの概要

上記R/Dにて先方政府と合意したプロジェクト概要は以下のとおりである。但し、具体的な活動項目等は、本詳細計画策定支援業務の結果に基づき改めて見直しを行う。

なお以下記載の活動項目のうち、本詳細計画策定調査フェーズにおいては、活動1.1～1.6（グリーン成長のレビューと分析、重点産業の環境パフォーマンス評価、理解促進ワークショップ実施、組織体制整備、政策枠組み（案）の提言）、活動2.1～2.2の前半部分（優先産業部門の特定及び試行的政策ツールの提案）、及び活動3.1～3.2（観光業のレビューと優先的課題の特定、環境パフォーマンス評価）を実施する。

プロジェクトの上位目標：

クアンニン省において、環境汚染型産業から低炭素・環境負荷低減型産業への移行を通じ、グリーン成長が推進される。

プロジェクト目標：

ハロン湾地域において、重点産業部門での環境的に持続可能な政策の実施、及び観光業の成長を通じ、グリーン成長が促進される。

成果：

成果1)

既存のクアンニン省グリーン成長アクションプランの精緻化により、ハロン湾地域でのグリーン成長実現のための政策枠組み及び優先アクションプランが策定される。

成果2)

選定された重点工業部門において、環境・財政的観点から持続可能な施策が企画され、試行的に実施される。

成果3)

持続可能な観光業の成長のための施策が試行的に実施される。

活動項目(案)：

- 1.1 既存のグリーン成長の事例や知見をレビューし、クアンニン省に適用可能な教訓を抽出する。
 - 1.2 クアンニン省及びベトナムの既存の関連政策・計画・制度・財政状況・組織体制をレビューし、ハロン湾地域でのグリーン成長実現にかかるニーズとギャップを分析する。
 - 1.3 クアンニン省における重点的な経済産業部門等(工業、運輸交通、廃棄物、農業、水資源、下水等)の環境パフォーマンス(エネルギー消費効率、資源利用効率、炭素排出量等)の迅速評価を行う。
 - 1.4 クアンニン省の関連行政部局・民間企業・市民に対し、グリーン成長に関する理解と能力を強化するためのセミナーやワークショップを実施する。
 - 1.5 ステークホルダー間の調整に必要な横断的ワーキンググループなどの組織体制を整備する。
 - 1.6 環境パフォーマンス評価とステークホルダー協議に基づき、クアンニン省人民委員会に対し、ハロン湾地域におけるグリーン成長のための財政的に持続可能な政策枠組み(案)を提言する。同枠組みには、グリーン成長の定義、到達目標、指標、組織体制、規制型・インセンティブ構築型の政策ツール候補、必要な資金・資源動員、モニタリング評価方法、ロードマップを含むものとする。
-
- 2.1 優先産業部門を特定し、環境パフォーマンスと事業収益性を改善するための技術導入、人的資源、財政ツールから成るパイロット施策・モデルを提案する。
 - 2.2 優先産業部門につき、組織体制や政策ツールを起案し制度化する。
 - 2.3 優先産業部門において、選定されたパイロット施策・モデルを試行的に実施し、デモンストレーション及びモニタリングを行う。
-
- 3.1 観光業の開発機会と障壁をレビューし、グリーン成長の観点から優先的課題を特定する。
 - 3.2 ハロン市及びハロン湾地域における観光関連施設及び活動の環境パフォーマンスを評価する。
 - 3.3 上記 3.2 に基づき、ハロン湾地域の観光インフラ及び活動を改善するための政策・アクションを提言する。
 - 3.4 いくつかの地域や団体において、選定されたパイロット施策・モデルを試行的に実施し、デモンストレーション及びモニタリングを行う。

カウンターパート機関：

- ・ クアンニン省人民委員会 (Provincial People's Committee: PPC) 及び計画投資局 (Department of Planning and Investment: DPI)

プロジェクト関係機関：

- ・ クアンニン省の関連部局 (天然資源環境局 (DONRE)、財務局 (DOF)、科学技術局 (DST)、文化スポーツ観光局 (DCST)、産業貿易局 (DOIT)、建設局 (DOC)、運輸局 (DOT)、農業農村開発局 (DARD)、ハロン湾管理局 (HBMD) 等)
- ・ 関連自治体 (ハロン市、カンファ市、ヴァンドン郡、ホアンボ郡、クアンイェン町、ウオンビ市)
- ・ 民間セクター (観光業会、国営石炭鉱物産業グループ (VINACOMIN)、電力公社 (EVN)、その他企業代表等)
- ・ 市民団体等

3. 業務の目的

本業務は、クアンニン省におけるグリーン成長政策の具体化と実施促進を目指す技術協力プロジェクトに関し、詳細計画策定フェーズにおいて必要情報の収集と分析を行うとともにプロジェクトの活動内容に関する提案を行い、機構及び先方カウンターパート機関による詳細計画の策定と合意形成を支援することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、2015年6月12日に当機構がベトナムと締結したR/Dに基づき実施する技術協力プロジェクトの詳細計画策定調査フェーズにおいて、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

具体的には、クアンニン省において、鉱工業の環境負荷低減と持続可能な観光業を中心としたサービス産業の成長加速化によるグリーン成長を実現させるための優先アクションプラン及び想定される施策ツールを提案するとともに、技術協力プロジェクトの詳細計画（協力期間、活動項目、指標、投入内容）にかかる提言を行う。

なお、今般の契約に含まれる内容は詳細計画策定調査支援業務のみである。プロジェクト本体事業は、本件とは別の業務実施契約として改めて公示を行う予定である。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 段階的な計画策定及び事業実施、JICAとの情報共有・連絡調整

本業務は、技術協力プロジェクトの段階的な計画策定のうち、詳細計画策定フェーズに必要な支援業務を行うものである。なお計画策定及び本体事業の全体スケジュールは以下のとおり予定している。本体事業の協力期間は、詳細計画策定調査の結果を踏まえ決定する。

詳細計画策定調査 : 2015年9月～2016年6月

本体事業 : 2016年9月から2～3年間

本業務の実施にあたっては、JICA地球環境部及びベトナム事務所との密な情報共有及び定期的な連絡調整を行うこととし、特に事業内容を方向付ける協議に際しては、先方関係機関との協議に先立ち、JICA関係部署による十分な検討と確認を経ることとする。

(2) 関連の政策や動向、既存の知見・教訓を考慮した業務実施

本技術協力事業は、近年各国政府及び自治体が開発戦略に導入している持続可能な環境・経済・社会の実現を目指すグリーン成長政策の、ベトナム地方省での具現化を支援するものである。業務実施にあたっては、グリーン成長の政策及び実施に関する既存の情報を活用し、当該政策に関する国際的議論や知見を十分踏まえつつ業務を実施する。

また、ベトナム国内における関連の枠組みとして、国家レベルでのグリーン成長政策、気候変動緩和政策、民間投資促進、及びこれらにかかる自治体レベルでの取り組み、及びそれらに対するドナーの支援やパートナーシップ、資金メカニズム構築等が複数進行中である。これら情報を収集・分析するとともに、政策環境の変遷・推移を随時フォローし、効果的な支援アプローチにかかる提言を行う。

(3) 自然資源及び文化的資源の価値を活かした観光業発展のための具体的方針の検討

クアンニン省のグリーン成長の重要な方針として、サービス部門、特に世界遺産など自然資源・文化資源の価値を活かした観光業の成長加速化を中心に据えている。ただしこれまでのクアンニン省におけるJICA事業では取り組みが限定的であったことから、現段階ではベースラインとなる情報、課題、成長ポテンシャルの分析等が不足している。本調査においてこれら情報を収集・整理し、本体事業における観光業への取り組みの方向性を提案することとする。また開発課題や目標の具体化を図るため、ベトナム政府関係部局や観光業者、その他のステークホルダーとの協議を通じて、人材育成や雇用創出も含めた具体的方策を検討する。

併せて、炭鉱業を中心とする産業による大気汚染や水質汚濁などの観光業に与える負の影響の実態を分析し、これらの悪影響を最小化するための方策を検討する。

(4) 我が国ODAや省庁・自治体等による既存事業との連携

ベトナムにおいては、本技術協力に関連する既存のODA事業に加え、我が国の省庁・自治体・大学・民間企業等により、環境配慮型技術の導入促進や資源循環型社会の構築に資する事業が多数実施されている。これら事業により得られた成果や知見の有効活用や事業間連携を推進し、官民連携や産官学連携を通じた将来的な事業化を念頭に、グリーン成長政策の枠組み作りや政策ツールの検討を支援する。

(5) 事業実施体制

本プロジェクトでは、クアンニン省人民委員会（PPC）下のグリーン成長政策の責任部局である計画投資局（DPI）を主なカウンターパート機関とし、その他関連部局、関連自治体と JICA 専門家チームによって構成するプロジェクト・マネジメント・ユニット（Project Management Unit: PMU）の設置を予定している。

但し、グリーン成長施策の企画検討及び試行に際しては、関連部局及び自治体に加え、民間産業部門や市民など幅広いステークホルダーとの調整及びアウトリーチが必要となることから、関係者間での横断的ワーキンググループの設置など、多様な関係者の巻き込みを可能とする実施体制を検討する。

(6) 事業の柔軟性の確保

本コンサルタントは、本業務を通じてグリーン成長政策の企画と実現に必要なカウンターパート機関及びステークホルダーの能力向上（キャパシティ・ディベロップメント：CD）の支援を行う。CD とは、「個人、組織、制度や社会が、個別にあるいは集合的にその役割を果たすことを通じて、問題を解決し、また目標を設定してそれを達成していく“能力”（問題対処能力）の発展プロセス」である。CD を目的とする技術協力プロジェクトでは、カウンターパートのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

(7) 特にプロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、可能な範囲で具体的な提案を行うこと。

- a) ベトナム国内もしくは他国におけるグリーン成長に資する関連の事業や動向から得られる知見の活用
- b) 本事業において特に留意すべきクアンニン省の関連政策と、当該政策をふまえた事業実施方針
- c) 主要産業及び観光業の環境パフォーマンス・持続可能性のアセスメントに用いるツールや手法
- d) 現地コンサルタント等の活用

6. 業務の内容

(1) ワークプランの作成・協議

本プロジェクトにかかる基本計画策定調査報告資料及び既存のクアンニン省各種マスタープラン等の関連政策のほか、入手可能な資料や最新のベトナム国内に関する情報等を踏まえ、詳細計画策定に必要な情報及び協議事項を精査し、その情報収集及び各種調整業務をワークプラン（案）に取りまとめる。

同（案）につき JICA 主管部及び JICA ベトナム事務所との協議の後、現地ベトナム政府関係者等と協議・意見交換を行い、ワークプランとして合意する。

(2) グリーン成長にかかる既存の知見のレビュー

ベトナム内外のグリーン成長に関する既存の事例や分析などの情報をレビューし、クアンニン省におけるグリーン成長の政策の精緻化及び実践に際して適用可能な教訓や留意点を抽出する。

(3) クアンニン省のグリーン成長関連行政にかかる基本情報の収集・整理、及びニーズ・ギャップ分析

グリーン成長政策の検討に必要な、クアンニン省の関連制度、計画、財政状況、組織体制、企業活動に対する規制や支援の制度、行政システム等に関する情報を収集し、整理する。その上で、グリーン成長政策の実現に関するニーズとギャップを分析する。

(4) 詳細計画策定調査にかかる実施体制の構築

先方の主要カウンターパート機関である DPI 及びその他関係機関と協議の上、プロジェクト・マネジメント・ユニット（PMU）を中心とした詳細計画策定調査に必要な日越両国関係者の実施体制を構築する。

(5) クアンニン省における主要部門の環境規制状況の確認、環境パフォーマンス・持続可能性のアセスメント

クアンニン省における重点的な経済産業部門等（工業、運輸交通、廃棄物、農業、水資源、下水等）のグリーン化を念頭に、各産業の環境規制等の存在、及び実際の施行・モニタリング状況について調査する。また、エネルギー消費効率、資源利用効率、温暖化ガス排出量などの主要な環境パフォーマンスについて調査し評価するとともに、課題や改善点を整理する。評価にあたっては、既存の統計データや、Tool for Rapid Assessment of City Energy (TRACE) 等の既存の評価ツールを活用し、効率的に行うこと。

(6) クアンニン省におけるグリーン成長の定義及び重点目標・指標に関するステークホルダー間での検討・合意形成、及びセミナー・ワークショップ・研修等の実施

上記(1)～(5)を踏まえ、クアンニン省グリーン成長政策のうち、持続可能性、環境負荷の低減や社会的成長に関するポテンシャル・潜在的インパクト・即効性等のクライテリアに鑑み、優先的に取り組むべき目標、及び目標達成を図るための指標につき、関係機関間での意見交換を実施し、合意形成を支援する。

また、グリーン成長の政策及び実施についてのクアンニン省関係機関の理解を深め、必要な計画・実施能力を高めるためのセミナー・ワークショップ・研修等を企画し実施する。

(7) 対象となる優先産業部門の選定

上記(6)で確認したクアンニン省におけるグリーン成長の定義及び重点目標・指標に基づき、優先的に取り組むべき産業部門を、クアンニン省関係機関間及びJICA関係部署との協議により検討し、絞り込む。なお、これまでのクアンニン省との協議を通じ、炭鉱業・発電業・建材製造業などが重点工業部門の候補として挙げられているほか、既存の対ベトナムJICA事業の知見を活用した工業・商業施設の省エネルギー、水質汚濁低減、廃棄物・エネルギーの循環利用、交通改善、などが考えられる。特にサービス産業の中でも観光業を成長の動力源とするクアンニン省の方針に鑑み、観光資源である世界自然遺産ハロン湾や国立公園バイトゥロン湾の水環境改善に資する対策に関連する部門を含めることとする。

(8) 技術協力プロジェクト本体フェーズの実施体制の検討

上記(7)にて特定された産業部門の施策策定及び試行的実施のための政府機関・民間代表者・市民代表者・投資家等から成るワーキンググループ等の設置、及び同体制を含めた本体技術協力プロジェクト全体の実施体制を検討し、提案する。

(9) 「ハロン湾地域グリーン成長実現政策枠組み及び優先アクションプラン（案）」の作成とクアンニン省人民委員会への提出

既存の省グリーン成長アクションプランを具現化に向け精緻化する形で、ハロン湾地域におけるグリーン成長のための財政的に持続可能な政策枠組み及び優先アクションプラン（案）をとりまとめ、クアンニン省人民委員会に提出し、関係機関とのコンサルテーションを通じて合意形成を行う。当該枠組み・アクションプラン（案）には、クアンニン省におけるグリーン成長の定義、到達目標、指標、組織体制、規制型やインセンティブ構築型の政策ツール候補、必要な資金・資源動員、モニタリング評価方法、ロードマップを含むものとする。特に各産業部門のグリーン化を加速化させるための制度環境改良や投資促進を念頭に置いた枠組み及びアクションプラン（案）とする。

また、当該枠組み及びアクションプランの主な事業対象はハロン湾地域にあたる6市町郡とする。但し、組織体制や組織間調整メカニズムについてはクアンニン省全域への適用を想定したものとする。

(10) 優先産業部門における優先的施策の制度化の提案

JICA 主管部、JICA ベトナム事務所及びクアンニン省関連機関と調整の上、優先産業部門の環境配慮型産業への転換、及びそのための技術導入インセンティブメカニズムや規制の整備等、グリーン化に向けた同制度の導入にかかる提案をとりまとめる。

(11) 観光業の現状・課題・成長機会のレビュー、及び優先的施策の提案

ハロン湾地域における観光業の現状（産業活動、関連施設、等）をレビューし、環境パフォーマンス・持続可能性、成長機会、障壁の調査を通じて取り組むべき課題を分析する。その上で、上記(5)において合意されたグリーン成長の定義・重点目標・指標に沿って、JICA 関連部署及びクアンニン省関連機関と調整の上、持続可能な環境配慮型観光業の改善と発展に必要な施策をとりまとめる。

(12) 技術協力プロジェクトにおけるパイロット事業（案）の検討

上記(7)～(10)において特定された優先的な施策や事業のうち、技術協力プロジェクトの本体フェーズにおいて試行的導入を行った上でそれらの実施結果を踏まえて本格導入を検討することが妥当な施策や事業が想定される場合は、それらをパイロット事業（案）として、実施方法や規模につきとりまとめの上、JICA 主管部及び JICA ベトナム事務所に対し提案を提出する。

(13) PDM（案）及び PO（案）の作成、プロジェクト詳細計画（案）のとりまとめ、変更 R/D（案）の作成及び締結支援

調査・活動実施の結果に基づき、クアンニン省政府と技術協力プロジェクト実施方針に関する協議を行い、活動項目、評価指標、活動スケジュールを含む PDM（案）及び PO（案）を作成する。

併せて、プロジェクトの詳細計画策定の結果を反映した変更 R/D（案）を JICA 主管部、JICA ベトナム事務所と調整して作成し、本業務の終盤に派遣予定の詳細計画策定にかかる JICA 調査団の受入に必要な準備を行うとともに、技術協力プロジェクト実施方針に関するクアンニン省との協議、及び変更 R/D の締結を支援する。

(14) 会議の開催

以上により策定されたプロジェクトの詳細計画について、JICA 主管部、JICA ベトナム事務所及びクアンニン省と協力し、ステークホルダーに対する情報共有のための会議を開催する。招聘対象者は当機構とコンサルタントで協議、確認する。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

No.	レポート名	提出時期	部数
1	ワークプラン	2015年10月	越文：10部 英文：12部 和文：2部 電子データ
2	業務進捗報告書	2016年1月	越文：10部 英文：12部 和文：2部 電子データ
	業務完了報告書	2016年6月	越文：10部 英文：12部 和文：2部 CD-R：3枚

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成すること。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワークプラン記載項目（案）

- a) 詳細計画策定調査の概要（背景・経緯・目的）
- b) 詳細計画策定調査の基本方針
- c) 詳細計画策定調査実施の具体的方法
- d) 詳細計画策定調査実施体制（JCC の体制等を含む）
- e) PDM（案）（活動項目・指標の見直し及びベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

イ) 業務進捗報告書／完了報告書記載項目（案）

- a) 詳細計画策定調査の概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c) 詳細計画策定調査の実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d) 詳細計画策定調査の成果、及び技術協力プロジェクトにかかる提言
- e) 次期活動計画（進捗報告書のみ）

添付資料

- ① ハロン湾地域グリーン成長政策枠組み及び優先アクションプラン
- ② 技術協力プロジェクト PDM
- ③ 技術協力プロジェクト PO
- ④ 変更 R/D
- ⑤ 業務フローチャート
- ⑥ 専門家派遣実績
- ⑦ 主要会議事録等
- ⑧ その他活動実績

(2) 業務月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む業務月報を毎月作成し、JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS（ワーキング・ブレイク・ストラクチャー、作業分割構成）
- エ 業務フローチャート

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

本業務は、技術協力プロジェクトの段階的な計画策定のうち、詳細計画策定フェーズに必要な支援業務を行うものである。なお計画策定及び本体事業の全体スケジュールは以下のとおり予定している。本体事業の協力期間は、詳細計画策定調査の結果を踏まえ決定する。

詳細計画策定調査 : 2015年9月～2016年6月
本体事業 : 2016年9月から2～3年間

2. 業務量目途と業務従事者の構成(案)

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。なお以下は本体事業の業務量は含まず、詳細計画策定支援業務の業務量のみを示している。

(全体) 約 24M/M

(2) 業務従事者の構成(案)

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

総括/グリーン成長政策/地域振興(2号)
産業環境対策(3号)
持続可能な観光開発(3号)
水環境改善
組織間調整/業務調整

3. 配布資料/貸与資料

(1) 配布資料

ア) 先方要請書
イ) R/D
ウ) 基本計画策定結果
エ) クアンニン省グリーン成長アクションプラン
オ) クアンニン省における重点分野のマスタープラン報告書
(社会経済開発、地域整備、観光開発、環境管理)
カ) ハロン湾世界遺産管理計画 2011～2015 (英仮訳)

(3) 参考資料 (JICA 図書館ウェブサイトからダウンロード可能)

技術協力プロジェクト「ハロン湾環境保全プロジェクト」業務完了報告書(和文・英文)、業務完了報告書(和文のみ)

4. 現地再委託

本業務において、既存政策・事業のレビュー、ステークホルダー向けワークショップ・セミナーなど、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合がある。現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

5. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ベトナム事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。

6. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

